

性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理

令和 8 年 5 月 25 日

攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議

1. 性差に由来する健康課題に対応する医療の推進関係

①更年期世代の女性に対応する医療の推進

- 更年期世代の女性の健康課題に対応していくためには、必要な医療につなげていくことが重要。
- このため、医療機関において、多様な症状を呈する更年期の女性に見られる症状をスクリーニング（その他の内科系疾患等と鑑別）して適切な治療につながるよう、関係学会の協力を得て、診療領域を横断した共通的な考え方を整理することが必要。あわせて、そうした考え方を研修等により医療機関に対して周知を進めるとともに、対応できる医療機関の見える化を行うことが必要。
- また、心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し、円滑な受診につながるためのツールを開発・活用することや、ポータルサイト等を通じて、科学的なエビデンスに基づき、受診勧奨等を行うための情報提供を行うことも重要。

②男性の中高年期の健康課題への対応の推進

- 女性だけでなく、男性にも更年期症状などの中高年期の健康課題があり、年齢だけでなく環境・社会的ストレスに起因する側面が大きい、就労への影響が生じやすいなどの特徴がある。
- 男性の中高年期の健康課題に的確に対応していくためには、地域の医療機関において、男性更年期を早期に鑑別し、マネジメントしていくことが重要であることから、関係学会の協力を得ながら、男性の中高年期の健康課題について、適切な診療の在り方の整理に向けた検討を進めていくことが重要。

③「女性の健康総合センター」の機能の強化

- 性差に由来する健康課題への対応を推進するためには、更年期の女性を適切に医療につなげるための環境整備等が必要であり、「女性の健康総合センター」の機能強化が重要。
- このため、診療拠点を整備し、更年期世代の女性を適切に医療につなげていくために、「女性の健康総合センター」を中心として、更年期世代の女性に対応できる医療機関の見える化、女性の健康課題を医療につなげるためのツールの開発・普及、科学的エ

ビデンスに基づく情報提供等を行っていくことが重要であり、こうした対応等に向けて、「女性の健康総合センター」の機能強化を図ることが必要。

- あわせて、「女性の健康総合センター」の機能強化の観点から、「女性の健康総合センター」の診療機能やデータ収集・分析機能の充実を図っていくことも重要。

④性差を考慮した医療に関する教育の充実

- 性差に由来する健康課題に対応する診療や研究を推進するためには、医学教育の段階から、性差を考慮した医療に関する教育を積極的に行っていくことが重要。
- このため、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」の次期改訂に向けて、医師養成課程において、性差を考慮した医療に関する教育を充実するための検討を進めるとともに、大学における取組事例の周知を行うことが必要。

2. ライフステージに応じた性差に由来する健康課題への対応の推進関係

①学校保健における対応の推進

- 学校保健において、児童生徒の発達段階を踏まえ、生涯を通じて自らの健康や環境を適切に管理・改善していく資質・能力を育成していくため、小学校中学年からの体系的な保健指導の充実を図ることが必要。

②職場健診における対応の推進

- 職業生活を送る女性が性差に由来する健康課題に対応できるようにするとともに、職場において適切な対応を行っていくためには、定期的実施される職場健診において、性差に由来する健康課題への対応を推進していくことが必要。
- 本年4月に労働安全衛生法の事業主健診に係る標準的な問診票である「一般健康診査問診票」に女性特有の健康課題（月経困難症、月経前症候群、更年期障害など）に係る質問が追加されたことを受けて、事業主や健診機関に対して当該問診の実施を働きかけるとともに、問診結果を受けた的確な対応や職場環境の整備等について周知や支援を推進していくことが重要。
- あわせて、職場健診を通じて女性特有の健康課題を抱える者を適切に医療につなぐことができるよう、必要に応じて、事業主健診の健診担当医が1①に基づく更年期世代の女性に対応できる医療機関のリストや科学的エビデンスに基づく情報提供等を活用できるようにすることも重要。

③プレコンセプションケア推進に向けた具体的な工程表の策定・実行

- 妊娠・出産等に関連する健康課題については、若年期からの健康管理や職場の理解・

対応等が必要であることから、ライフステージに応じて、学校・職場・自治体といった様々な場で、プレコンセプションケア（性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念）の推進を図っていくことが重要。

プレコンセプションケアの推進を図るため、「プレコンサポーター」の養成講座を開設しているところ、この受講を通じて、学校・職場・自治体の職員等だけでなく、これらの方の家族や身の回りの方への啓発にもつながるなど、その波及効果も期待できる。

- このため、関係省庁の緊密な連携の下、「プレコンセプションケア推進5か年計画」（令和7年5月）に基づく各種取組を着実かつ積極的に推進するため、以下の観点に基づき、プレコンセプションケア推進に向けた具体的な工程表を策定し、工程表に基づく取組を実行していくことが重要。
 - ・ 性別を問わず全ての人が、若年期から性や健康に関する正しい知識を習得することが重要であることから、発達の段階に応じて、学校の間も含めて、プレコンセプションケアの趣旨を踏まえた適切な資質・能力を身に付けられるようにすることが重要。
 - ・ 妊娠・出産等に関連する健康課題に適切に対応しながら仕事を続けるためには、職場の理解・対応等が必要であるとともに、職場におけるプレコンセプションケアの浸透は、健康経営にも資することになる。このため、企業におけるプレコンセプションケアの取組の実施を、健康経営優良法人、「えるぼしプラス」などの認定の中で関連づけることや、こども家庭庁において検討中の「こどもとともに成長する企業構想」の認定の要素として位置づけることなどによって、企業のインセンティブを高めて、企業の取組を推進することが重要。
 - ・ 若年層はもとより、その保護者も含め、気軽に相談できる体制を構築するため、自治体における「性と健康の相談センター事業」の取組を拡充し、相談窓口の周知を行うとともに、対面のみならず、SNSやメール、オンライン面談、電話なども活用した相談体制の構築が重要。

④ライフステージに応じた対応に向けた研究開発の推進

- ライフステージや性別によって、疾患への適切な対応策が異なってくる場合があることから、ライフステージや性差に応じた予防・治療法等の研究開発を推進していくことも重要。
- こうした観点から、バイオバンク（血液や組織などの検体とそれに付随する診療情報などを保管し、医学研究に活用する仕組み）が保有するゲノム・オミックス情報（生物の遺伝子や生体分子全体を網羅的に解析して得られるデータ）や臨床情報を充実させることで、出生から思春期までの発達段階を含めた女性のライフコースに関わる形質の発症や性差に係るメカニズムを解明し、予防・治療法の開発につなげていくことが重要。
- また、バイオバンクが保有するデータの充実とともに、家族関係、社会関係等の心理

社会的要因の調査を行うことで、第二性徴、脳の急激な発達などによる心身の変化が著しい思春期の健康を包括的に評価する性差研究基盤を構築することが重要。

- AMEDにおいては、令和7年度から、研究開発提案書に性差を考慮する必要性とその理由の記載を求めており、研究の実施に当たって性差の考慮を啓発している。性差を考慮した研究開発の推進に当たっては、研究者等への啓発を進めていくことが重要であるため、学術集会での性差医学・医療に関するシンポジウム等の実施を推進するとともに、AMEDの研究開発提案書に係る取組の成果を踏まえつつ、提案書の記載や評価に当たっての性差考慮に係る統一ルール策定や、性差に由来する健康・医療上の課題に関する研究公募枠等の拡大を図ることが重要。

3. 企業・保険者等における対応の推進関係

- 予防・健康インセンティブを通じた、企業・保険者における健康投資の加速が重要。企業・保険者からの予防・健康投資の拡大を目標に掲げ、需要・供給の両面から対策を総動員する必要がある。

①中小企業等における健康経営の推進

- 我が国の成長を支える中小企業において人材確保が大きな課題となっている中、特に規模の小さい中小企業では女性従業員の割合が多い傾向にあるため、性差に由来する健康課題への対応も含めて、中小企業等における健康経営を推進していくことが重要。
- 中小企業における健康経営の推進のため、中小企業が活用できる補助金のうち、ものづくり補助金やAI導入補助金等については、健康経営優良法人の認定を取得した中小企業に対して、採択に当たっての加点措置を実施している。中小企業の健康経営に取り組むインセンティブを拡充するため、健康経営優良法人の認定を取得した中小企業に対して加点措置を行う補助金の種類を拡大していくことが重要。
- 従業員の健康増進のため、健康宣言を行った事業所と連携した予防・健康づくりや、自治体・経営支援機関（よろず支援拠点等）と地域の健康づくり支援機関（協会けんぽ等）の連携による各地域における中小企業への支援を強化する必要がある。具体的には、「よろず支援拠点」等の中小企業の経営支援機関において、健康経営の取組を開始するための実践的な情報提供や好事例の紹介等を行っていくことが重要。また、中小企業への支援の強化のため、自治体や経営支援機関が地域の健康づくり支援機関等と連携を強化することに加え、地域の課題に応じた健康経営の支援を行うことや、中小企業が活用できる健康関連指標の分析ツールを整備することも重要。地域の課題に応じた健康経営の推進にあたっては、将来的な自走化を見据えて民間保険会社などの実施主体の巻き込みを行う必要がある。

- あわせて、性差に由来する健康課題への対応を推進する観点から、健康経営における女性の健康サポートデスクを設置し、当該中小企業の課題に応じた個別相談や事例紹介を行っていくことも重要。
- また、投資家向けの健康投資に関する情報開示指針の策定や、健康経営銘柄に継続選定されている企業を層別化する新たな枠組みの創設、サプライチェーン等を含めたグループ全体での健康経営の取組の評価、睡眠などの個別施策の評価、テーマ別ベストプラクティスの選定による各社の特徴的な取組の評価など、健康経営優良法人制度の評価手法を含めた在り方を検討していく必要がある。

②データヘルスを基盤とした「予防医療モデル」の構築

- 医療保険者は、レセプト・健診情報等を分析し、加入者の健康課題に応じた保健事業を実施するためのデータヘルス計画を作成し、PDCA サイクルを回すことで、加入者の予防・健康づくりを推進しているが、保険者の取組内容によって成果には差異が生じており、データヘルスに係る膨大な暗黙知を再現可能な「知見」に体系化することが必要。
- このため、性差に由来する健康課題も含めて、保険者による予防・健康づくりの取組を充実させるため、データヘルスを基盤とした「予防医療モデル」を構築することによって、①レセプト・健診情報や保健事業の内容等の全国レベルでの集積、②健康課題の抽出、③実施した事業内容の明文化、④共通の評価指標による保険者間の実績の比較、⑤効果の高い施策の抽出・共有による全国的な底上げという一連のプロセスをシステム化することが重要。
- あわせて、レセプト・健診情報等のデータを踏まえて、各保険者・事業者の健康課題に応じた保健事業を効果的かつ効率的に実施できるよう、構築された「予防医療モデル」を活用して、AI による健康課題の分析や効果的な保健事業の選択肢の提示等が可能となるように「予防医療モデル」を発展させることが重要。
- データの集積や活用の推進を通じて、「予防医療モデル」の精度の向上を図るとともに、保険者による予防・健康づくりの成果の創出を促すため、データヘルスを基盤とした「予防医療モデル」を活用した保健事業の実施について、保険者に対するインセンティブ付けが重要。まずは、後期高齢者支援金加算・減算制度等への反映を念頭に健康アウトカムを検証し、エビデンスに基づく新たなインセンティブ設計を検討する必要がある。
- 予防・健康づくりの推進に当たっては、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組（個人インセンティブの取組）を推進することも重要であるため、今年3月に改正された個人インセンティブの取組に係るガイドラインの周知等を通じ

て、ヘルスリテラシー（健康に関する情報を入手し、適切に理解・評価して、自らの行動に活用する能力）の形成・向上に向けた取組や健康づくりへの関心を引き出す報奨の設定など、好事例の横展開等を進めていくことが重要。

③保険者と地域の中小企業等における健康づくりの取組（コラボヘルスの推進）

- 地域の中小企業等においては、女性の健康課題も含めた健康づくりへの対応について知見を有していない場合も少なくないことから、地域の中小企業等における対応を推進するためには、保険者が地域の中小企業等を支援していくことが重要である。こうした支援は、女性の健康課題への対応も含めた職場づくりにつながり、地域の中小企業等における人材確保につながるという効果もある。
- こうしたことから、性差に由来する健康課題等に係る周知や適切な医療につなぐための情報提供など、地域の中小企業等の対応を支援し、加入者の健康課題への対応を進めるため、事業主と保険者が連携し、一体となって予防・健康づくりに取り組むコラボヘルスの推進が重要。

④自治体と地域の中小企業等が連携した取組の推進

- 地域においてより効果的に取組を推進するためには、自治体と地域の中小企業等の関係者が連携して、女性の健康課題も含めた働き方の課題への対応を図っていくことも重要である。
- 昨年度（令和7年度）から、企業等の地域の関係者を巻き込み、女性の健康課題への対応を含めた「働き方の課題」等の解決に取り組む自治体の活動を、国が支援する「地域の働き方・職場改革」の取組を実施。具体的には、参加自治体と各府省庁横断のサポートメンバーで「地域働き方・職場改革ネットワーク」を形成し、参加自治体が地域の中小企業等における課題解決のために効果的な支援を行えるよう、自治体相互の経験や有識者の知見の共有等を図っている。地域の中小企業等における性差に由来する健康課題への対応の推進に向けて、参加自治体を拡大するとともに、参加自治体の取組を一層促進するための施策の充実を図ることが重要。

⑤攻めの予防医療に向けたヘルスケア産業の育成

- 性差に由来する健康課題への対応を含めて、攻めの予防医療を推進していくためには、多様なニーズに対応したヘルスケア産業の育成を図っていくことが重要。
- 予防や健康投資、産業振興の施策に健康成果（アウトカム）を生み出すための設計が不足。アウトカム指標での評価に転換していくことで、健康に寄与するほど報われる仕組みを作るべき。それによって、病気を治すことが目的の医療から、健康をケアすること、病気にさせないことが目的の医療に拡張していくべき。中小企業における予防・健康づくりも加速させていくため、比較的短期で経済的に報われるという仕組みづくりが

重要。その中で、ヘルスケア産業振興は、予防・健康インセンティブの抜本的加速とセットで考え、技術開発支援だけでなく、市場形成・需要創出まで一体で支援する設計へ転換することが必要。その際、新たな市場を形成する領域と国内供給の安定化のための領域に分けた設計が重要。

- ヘルスケア産業の育成に当たっては、科学的エビデンスに基づくヘルスケアサービスを創出することが重要であることから、アカデミアによるエビデンス構築及び医学会と連携した指針の整理・策定を支援するとともに、一定の有効性が示唆されたヘルスケアサービスに対して実用化を見据えた経済的エビデンスの構築やマネタイズ（収益化）を考慮したビジネスモデル策定を含むサービス開発を支援することで、エビデンスに基づいたサービスの社会実装を加速させることが重要。また、サービス開発の支援の中で、臨床での活用を目指し、重症化予防等にライフログデータ（歩数や睡眠・食事などの日常生活における健康データ）を活用することによる価値（メリット）に係るエビデンスを構築することで、医療機関における PHR（Personal Health Record：健康診断結果をはじめとする、体重、血圧、血糖値等の情報等の個人の保健医療情報）を活用したヘルスケアサービスの導入を広げていくことが重要。さらに、運動など日々の行動データに応じて保険料や特典を変動させる機能を付加した「健康増進型保険」を展開する民間保険会社の取組を拡大するため、民間保険会社がヘルスケアサービスを活用したサービス提供モデルを創出することが重要。また、「呉市モデル」のように保険者のレセプト情報を解析し、効果的に指導を行うなどアウトカムベースで高い効果をあげたデジタルヘルスサービスについて、企業・保険者・民間保険でも横展開できるよう後押しする必要がある。
- ヘルスケアサービスのスタートアップがスケールしない（事業規模・売上げが拡大しない）要因としては、伴走して助言等の支援を行う人材及び実証フィールドが不足していることや、海外市場の獲得が限定的であることが挙げられる。国内での社会実装を支援するため、既に愛知、仙台、九州において医療機関、大学、介護施設等の実証フィールドへスタートアップを繋ぐ地域拠点の整備が実施されているが、これに加え、専門家（経験者等）が戦略的な事業計画等の助言を行う仕組みの創設を通じた伴走支援の強化や、継続した海外アクセラレーションプログラム（専門人材による支援等を通じた、スタートアップの海外展開支援プログラム）の提供等を行うことで海外展開を後押しし、民間保険会社や総合商社等の事業会社との間の連携・出資・買収を促進することが重要。
- ヘルスケアサービスの推進に当たっては、質が担保されたサービスのリスト化と選択ツールを整備することで、利用者によるヘルスケアサービスの選択をサポートすることが重要。現在、例えば、メンタルヘルスサービスについては、健康経営を実践する企業や保険者のサービス選択を支援するツールである「ウェルココ」が整備されているところ、こういった業界の動きも参考に、一定の質が担保されたヘルスケアサービスの活用

促進に向けて、女性の健康に係るヘルスケアサービス等についても、リスト化と選択ツールの整備が重要。さらに、それを健康経営や保健事業、民間の健康増進型保険等へ組み込むことで、企業・保険者がサービスの効果を的確に評価した上でサービスを選択できる環境を整備する必要がある。

- 今後少子高齢化・人口減少が進行し生活習慣病や社会保障負担が課題となる国・地域をターゲットとした海外展開を支援することが重要。
- AI（人工知能）技術を用いたプログラムを含め、疾病の診断、治療又は予防に寄与するなど、医療機器としての目的性を有しており、かつ、意図したとおりに機能しない場合に患者又は使用者の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるプログラムについては、医療機器として医薬品医療機器等法において規制の対象とされている。ヘルスケア関連の技術開発を推進するため、医療機器プログラムの該当性について、国において引き続き、一元的に相談対応を迅速に実施し、該当性判断事例の公表を進めるとともに、企業の予見可能性を高められるよう、該当性判断事例の収集・分析等を通じて、「プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン」のアップデートを図っていくことが重要。
- ヘルスケアサービスのうち PHR の利活用の推進を図るためには、相互運用性や情報セキュリティを確保しつつ、医療機関・薬局・訪問看護ステーション・介護事業所・健診機関・本人等の関係者間で円滑にデータ連携できる基盤を構築することが重要。